

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第三百三十条まで（現行のとおり） （音響機器等の使用制限）</p> <p>第三百三十一条 次に掲げる営業を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、当該営業を営む場所において、カラオケ装置（伴奏音楽等を収録したテープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器等」という。）を使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器等から発する音が防音対策を講ずることにより当該営業を営む場所の外部に漏れない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）<u>第三十五条第一号</u>に規定する飲食店営業</p> <p>二 食品衛生法施行令<u>第三十五条第二号</u>に規定する喫茶店営業</p> <p>第三百三十二条から第三百六十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三百三十条まで（略） （音響機器等の使用制限）</p> <p>第三百三十一条 次に掲げる営業を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、当該営業を営む場所において、カラオケ装置（伴奏音楽等を収録したテープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器等」という。）を使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器等から発する音が防音対策を講ずることにより当該営業を営む場所の外部に漏れない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）<u>第五条第一号</u>に規定する飲食店営業</p> <p>二 食品衛生法施行令<u>第五条第二号</u>に規定する喫茶店営業</p> <p>第三百三十二条から第三百六十五条まで（略）</p>

別表第一から別表第九まで（現行のとおり）

別表第十 深夜制限営業（第三百三十二条関係）

一 飲食店営業（食品衛生法施行令第三十五条第一号に規定するもの。ただし、専ら仕出しを目的とするもの、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）

二 喫茶店営業（食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定するもの。ただし、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）

三から九まで（現行のとおり）

別表第十一から別表第十三まで（現行のとおり）

別表第一から別表第九まで（略）

別表第十 深夜制限営業（第三百三十二条関係）

一 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号）第五条第一号に規定するもの。ただし、専ら仕出しを目的とするもの、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）

二 喫茶店営業（食品衛生法施行令第五条第二号に規定するもの。ただし、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）

三から九まで（略）

別表第十一から別表第十三まで（略）